

令和5年7月6日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会  
(公印省略)

「令和5年度の医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査の実施について」  
及び「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱の一部改正について」

平素は、本会活動の推進に対しまして、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、日本医師会より、別添のとおり通知がありました。

通知①「令和5年度の医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査の実施について」は、令和5年度の立入検査の実施にあたっての留意事項をまとめたものであり、通知②「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱の一部改正について」については、今後の立入検査の実施に当たっての参考として、要綱の一部が改正されたことについての了知を求めるものです。

両通知の主な改正内容については、日医通知の中で参考として添付されております。「令和5年度立入検査要綱主な改正内容」をご確認いただきますようお願いいたします。特に、通知①において、今年度以降の立入検査は自主点検等の確認ではなく、令和元年度以前と同様の対応とすること、及び「医療法等において定期的実施することが求められる業務等について」（令和5年3月31日付け日医発第2458号(地域)）の通り、「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う医療法等において定期的実施することが求められる業務等の取扱いについて」（令和2年5月14日付(地域102)）を廃止したことにご留意頂きたく存じます。また、通知②は、「「医療機関におけるサイバーセキュリティ対策チェックリスト」及び「医療機関におけるサイバーセキュリティ対策チェックリストマニュアル～医療機関・事業者向け～」について」（令和5年6月16日付け日医発第571号(情シ)）のとおり、チェックリストが全て「はい」であることではなく、必要な事項が「記入」されているかの確認であることにご留意下さい。

貴会におかれましてもご了知いただき、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

《参考：別添文書の閲覧（日本医師会メンバーズルーム）》

● 本通知（QRコード右記）

[https://www.med.or.jp/japanese/members/bunsho/data3/chiiki/2023chi\\_657.pdf](https://www.med.or.jp/japanese/members/bunsho/data3/chiiki/2023chi_657.pdf)



※ 参考(1)：「医療法等において定期的実施することが求められる業務等について」（令和5年3月31日付け日医発第2458号(地域)）

[https://www.med.or.jp/japanese/members/bunsho/data3/chiiki/2022chi\\_2458.pdf](https://www.med.or.jp/japanese/members/bunsho/data3/chiiki/2022chi_2458.pdf)

※ 参考(2)：「「医療機関におけるサイバーセキュリティ対策チェックリスト」及び「医療機関におけるサイバーセキュリティ対策チェックリストマニュアル～医療機関・事業者向け～」について」（令和5年6月16日付け日医発第571号(情シ)）

[https://www.med.or.jp/japanese/members/bunsho/data3/sys/2023sys\\_571.pdf](https://www.med.or.jp/japanese/members/bunsho/data3/sys/2023sys_571.pdf)

閲覧には「ユーザー名」と「パスワード」でのログインが必要です（半角入力）。

- ・ユーザー名：会員ID（日医刊行物送付番号）の10桁の数字  
（宛名シール下部に印刷されている10桁の数字）
- ・パスワード：生年月日の「西暦の下2桁、月2桁、日2桁」を並べた6桁の数字

【担当】

大阪府医師会 業務部 地域医療1課  
(TEL:06-6763-7012)